国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

未六月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』 請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

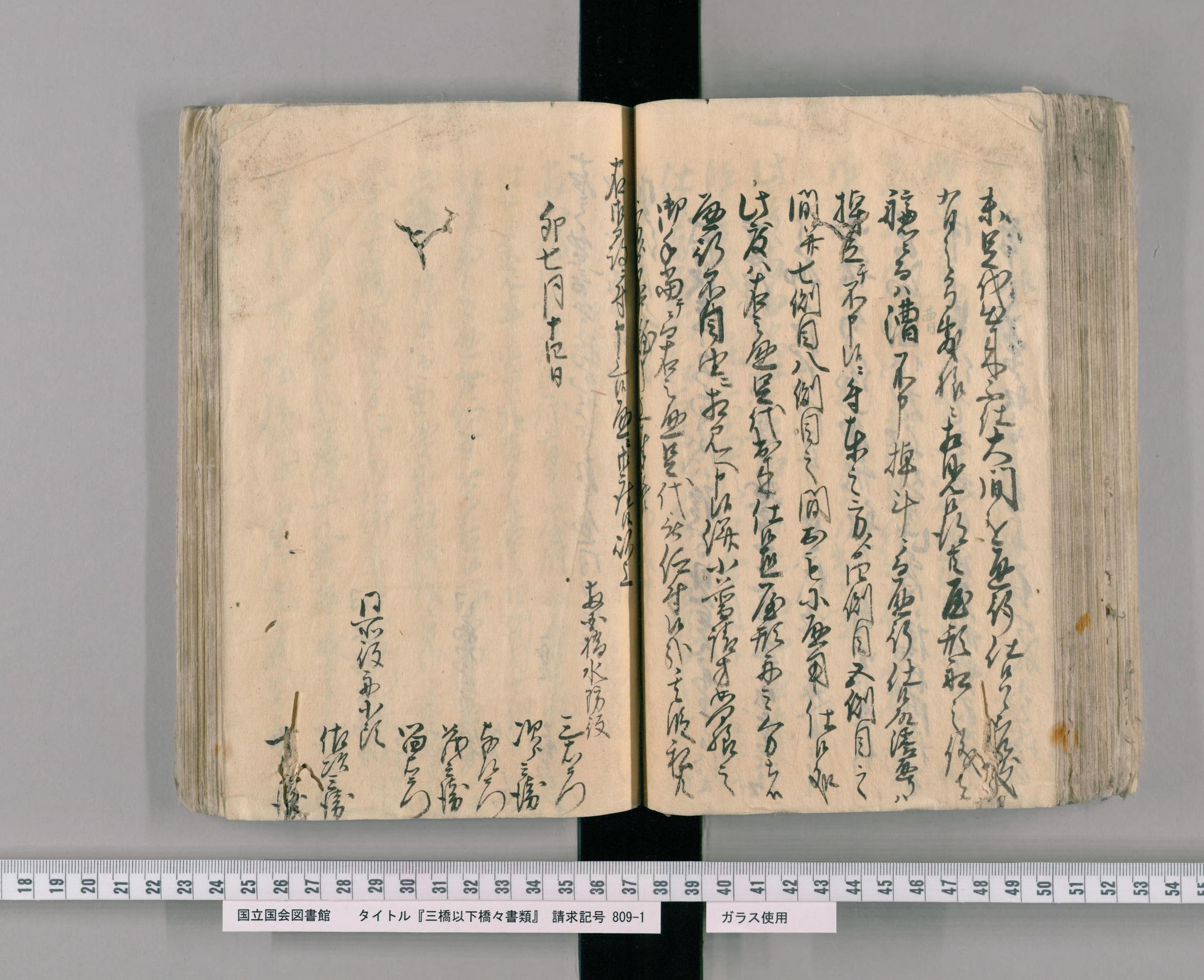

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

三例目目　三番
四例目目　三番
五例目目　三番
六例目目　三番
七例目目　二番
八例目目　二番

一　東方九例目三足代お事仕ハ

内

二例目目　二番
三例目目　二番
四例目目　三番
五例目目　四番
六例目目　三番
七例目目　三番
八例目目　三番
九例目目　二番

一　稿中稿九例ハ未足代お事不仕ハ

卯七月十七日

右之通御書上ル候間、
御覧被遊、御返被下候、
以上

和泉守様

小堀

右之通御書上ル候間、御覧被遊、御返被下候、以上

七月

小堀

一、清水平右衛門屋敷、同人所代地屋敷、西横川一円、山城国葛野郡之内、
代官伊奈半左衛門支配所、同国同郡之内、
代官伊奈半十郎支配所、
右之内、七月十八日御小堀遠江守殿御書面之通、
御料ニ被成下候旨、
御書付被渡候ニ付、
御請書差上候、
以上

七月

清水平右衛門
同所代地
西横川
一円

右之通、

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

右之者先に御領以外屋敷并年生屋用宮愛
橋月及之屋中之に
寺主橋本之方分
四例目
之間
又例目
下ケ札

此四例目之橋月四月余有之
屋敷并屋用宮愛此居に付此橋月を
四書之月と云持之帰ル申し

四書

此七例目之橋月四月余有之
屋敷并屋用宮愛此居に付七書之月ト
云持之帰ル申し

仮橋本之方分
十一例目
十二例目
之間
下ケ札

四書に云ル申し

此橋月四月有之本橋四月之間と
見図 仮橋十一例目十二例目之
月本橋四書之月に云ル申し

同所

十六側目
十七側目 之間
下ケ札

七番ニ相当ヲ申シ

以橋百四十余有之本橋七番之事
尤後ニ以橋之仮橋十六側目十七側目之
間本橋七番之間ニ相当ヲ申シ

右之通本橋并仮橋共ニ屋形無掉之能ク通
用宜ク出来ヲ申シ以上 北岡川 無拘共相当ヲ申シ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七月十九日

[illegible]

右之通書付指出以上 同日本所掛り方ニ右之通
并右書付指添ニ屋ケ申シ以上

此書附与五橋御小屋端ニ与枝浦ニ右之通ニ取結
後以上 右ニ書清足代也中ニ無屋形無屋

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

別御之通書付指出ニ付別紙之通書ハ[illegible]
ヲ以後之御座ヶ申之ニ以上

卯七月廿日

[illegible]

右之通御座ヶ申之ニ以上ハ御座ハ御座ハ御座ハ御座ハ
可被仰之旨被仰渡ニ御座ニ而ニ[illegible]廿一日朝又ハ時
之三年ニ而御座ハ[illegible]大[illegible]形[illegible]
書同之日[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
被仰渡ニ
一 東方御書之間足代御座ハ有之ハ中二座御座ハ
七書之間足代之座ハ有之ハ中一座御座ハ御座
形ハ無用ニ被仰ニ御座ハ[illegible]七月廿二日
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

以其別字三面字入御覽之條之中上ハ

以上

有其旨

二夜令宣旨

山本藏人

「牧野大隅殿」

松平曾源寺

村上三十郎

西國宮　御通船之間風雲之間

御成之節　挽船所ハ第一ニ新ニ左右

板畳五枚　隣近成次ニ有之ニ有之ニ後

同所　橋爲之者今所ニ中出ニ有之ニ通

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

十七年以前宝暦九卯年已来以前給候
節々御座候上納金以減少ニ成下ル様ニ
事無之

一
右辻高給金壱ケ年金壱両ニ七月十二月
両度ニ上納仕候ニ付ニ月ニ六ケ年七月十二月
本年ニ金壱両ニ付ニ月ニ六ケ年七月十二月
右減ケ月ニ金壱両ニ付ニ月ニ減ケ

ニ成下ル様ニ仕候ニ付ニ月ニ金壱両ニ
渡ケ月ニ上納仕候事無之

一
両来年ニ付ニ本年ニ金壱両ニ付
六ケ月ニ金壱両ニ渡給ニ以減少ニ成下
ル様ニ両六月ニ金壱両ニ付ニ上納
仕候事無之

右ニ無之以前給候事ニ月ニ七ケ月ニ給之

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用